

# 静岡市環境大学2019 講座報告 1日目

## 演題：環境保全の法制度

～生物多様性を起点として～

常葉大学社会環境学部 准教授 小杉山晃一様

場所：しずもーる沼上3F研修室

時間：11:00～12:15



## 講義のポイント

### 要点1：2030年までの世界の目標 (SDGs 持続可能な開発目標)

- ラムサール条約：特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地の保存に関する条約
- 世界遺産条約：世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約
- ワシントン条約：絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約
- 生物多様性条約：生物の多様性に関する条約

野生動物の絶滅をなくすための

～愛知目標～

2020年が達成年

### 要点2：環境保全の法制度

- 自然環境保全法：自然環境を保全することが特に必要な区域、という限定はつくが・生物多様性を確保する・自然環境保全を総合的に推進する
- 自然公園法：すぐれた風景地の保護・利用の増進・生物多様性の確保
- 鳥獣保護管理法：鳥獣保護事業の実施・鳥獣管理事業の実施・狩猟の適正化・生物多様性の確保
- 種の保存法：種の保存・生物多様性の確保
- 外来生物法：特定外来生物の飼養・栽培・保管・運搬・輸入等を規制する・特定外来生物の防除措置を講じる
- 文化財保護法：文化財の保護
- 生物多様性基本法：基本原則を定める

### 要点3：生態系サービス

- 生物多様性が人類を支えているなかで、種内の多様性はもっと注目されて良い⇒絶滅可能性を低下させている。
- 野生生物がいなければ人間社会は成立しない。
- 私たちの生活、経済、社会は生態系の中でのみ成立する。

## 受講生の感想

- ◆教材がフルカラーで印刷されていてとても読みやすかった。ラムサール条約やワシントン条約の名前は知っていたが生物多様性や世界遺産条約は知らなかった。
- ◆法律の講義は初めてなので興味深かった。自宅に帰って勉強しようと思う。